

⑦ よくある質問

問1 「からいも」と「大根」を作付けしています。「大根」だけ収入保険に加入できますか？

→ 誠に申し訳ございませんが、特定の品目のみのご加入はできません。
収入保険は農業経営者ごとの「収入全体」を対象とした保険ですので、すべての農産物の収入が対象となります。そのため、「からいも」も含め加入のご検討をお願いいたします。

問2 現在、和牛生産とユズ・大根を栽培しています。牛は家畜共済に加入していますので、ユズと大根を収入保険に加入できますか？

→ はい、ご加入いただけます。子牛等（マルキン制度等の対象品目）の畜産販売収入は除いて、ユズと大根の農産物収入を対象にご加入いただけます。

問3 保険方式（1,000万 → 80% = 掛金 7.8万円）のみの加入はできますか？

→ 積立方式はオプション（選択制）ですので、もちろん可能です。また、掛金は分割払いをオススメしています。

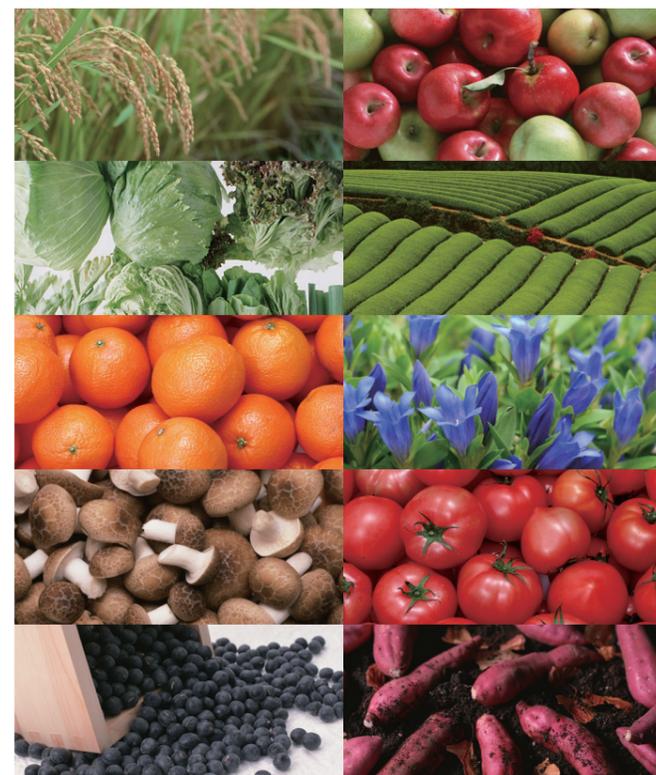
問4 掛金の見積もりがほしいのですが、どんな書類を準備する必要がありますか？

→ 過去4年間（H28～R1（H31））にご申告された青色申告の決算書とその期間中に得た雑収入の内訳がわかる書類。また、令和2年の営農計画をお教えいただければ算出できます。



上記は個人事業者のスケジュールです。法人の方は決算月で異なります。

個人・生産者団体を問わず随時、収入保険に関する説明会・お問い合わせを承っております。
詳しくは、NOSA I（農業共済組合）窓口へ、お気軽にお問い合わせください。



収入保険

◎ お問い合わせ先

NOSA I 所（曾於農業共済組合）

TEL：099-482-0205（本所）

FAX：099-482-5297（FAX）

地域ふれあい課 収入保険係

備えあれば、憂いなし

農産物（米、野菜、茶、果樹、花、しいたけ、ブロイラー、はちみつ…）を栽培されている
農業経営者（個人・法人）の皆様、耳よりな情報です。

この機会にぜひ、ご検討ください!!

なお、収入保険に関する様々なご相談をお近くの窓口でも承っております。
お気軽にお問い合わせください。

① 収入保険とは？

農産物（米、野菜、茶、果樹、花、しいたけ、ブローラー、はちみつ…）等の品目を問わず **農業経営者ごとの「収入全体を対象」とした国の新しい保険制度**です。

※マルキン制度等の対象品目（肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵）は収入保険の対象外品目となります。また、家畜共済等（国の類似制度）の重複加入は基本的にできません。詳しくは共済組合までお問い合わせください。

② 誰でも加入できるの？

「**青色申告**」を行い、経営管理を適切に行っている農業者。（個人・法人は問いません）
 なお、**加入申請時に最低1年分の「青色申告」実績があればご加入できます！！**

③ どんな時に「補てん」されるの？（保険金等の支払）

自然災害に加え、価格低下もサポート！！
 農業者の経営努力では避けられない**収入減少を補てん**。また、**新型コロナウイルス感染防止等による影響（価格低下・作付できなかった…）もしっかりサポート！！**
 ※**捨て作りや意図的な安売りなどによって生じた収入減少は補償の対象外となります**

④ 保険のしくみ

- **保険期間** 個人の場合：1月1日～12月31日の1年間
 法人の場合：事業年度の1年間
 ※ いずれも、税の収入期間と同様。なお、保険期間途中からのご加入はできません。
- **基準収入**（補償の基礎となる金額）
 税の申告書類を基に、「**過去の平均収入**」と「**保険期間の営農計画1年分**」を考慮して算定。
 ※ 保険期間中でも営農計画の変更は可能です。
- **補てん方式**（保険料等の掛け方）
 保険方式 … 一年間の掛け捨てになりますが、**税制上、必要経費**で処理可能。また、**保険料の50%は国が負担**します。
 積立方式 … 保険方式とは異なり**選択**することで更に補償が充実。また、補てんに使われない限り**翌年に持ち越し可能**。さらに、**積立金の75%は国が負担**します。

⑤ 保険料は？（おおよそ）

😊 基準収入 1,000 万円の農業者 A さんが、
 保険方式 **80%** + 積立方式 **10%**（特約） 及び 支払率 **90%** を選択した場合。

基準収入	補てん方式	補償限度（選択）	最大補てん額	保険料等（納入金額※）	備考
1,000 万円	保険方式	80%	720 万円	7.8 万円	掛け捨てになりますが、税制上、必要経費（個人）又は損金（法人）で計上。
	積立方式（選択）	10%	90 万円	22.5 万円	補てんに使われない限り、翌年に持ち越し可能。また、税制上は「預け金」として取り扱い課税関係は生じない。
	付加保険料			2.2 万円	税制上、必要経費（個人）又は損金（法人）で計上。
	合計	90%	810 万円	32.5 万円	保険料等は、前年までの保険金（補てん金）の受取実績で変動します。

※ 上記「納入金額」は国の負担分を差し引いた額です

⑥ もしもの時

保険期間の収入が**基準収入に対して、ご契約いただいた「補償限度」を下回った場合に、下回った額の支払率**（ご契約時に選択）に応じた額を補てんします。

☹️ 上記、Aさんが、台風に見舞われ、出荷が例年の半分しかできなかった…結果、その年の収入が500万（基準収入の50%減収）だった場合。

その年の収入（収入減少の程度）	補てん金（支払われる）		
	合計	保険方式	積立方式
600 万円 (40%)	270 万円	180 万円	90 万円
500 万円 (50%)	360 万円	270 万円	90 万円
400 万円 (60%)	450 万円	360 万円	90 万円

360 万円 お支払いいたします

収入減少

基準収入 (1,000 万円)

その年の収入 (500 万円)

支払率 (90%)

自己責任部分 10%

積立方式から (90 万) 10%

保険方式から (270 万) 80%

☹️ 上記、Aさんが、病気で入院し、近所の農家さんに管理や収穫をお願いしたが、結果、その年の収入が800万（基準収入の20%減収）だった場合。

その年の収入（収入減少の程度）	補てん金（支払われる）		
	合計	保険方式	積立方式
900 万円 (10%)	0 万円	0 万円	0 万円
899 万円 (10.1%)	9,000 円	0 万円	9,000 円
800 万円 (20%)	90 万円	0 万円	90 万円
700 万円 (30%)	180 万円	90 万円	90 万円
500 万円 (50%)	360 万円	270 万円	90 万円
0 万円 (100%)	810 万円	720 万円	90 万円

90 万円 お支払いいたします

収入減少

基準収入 (1,000 万円)

その年の収入 (800 万円)

支払率 (90%)

自己責任部分 10%

積立方式から (90 万) 10%

80%

収入保険は、それぞれの経営にあわせ支払率・補償割合等を選択できます！！

申請者の農業収入（過去5年を基本とします）

支払率 → 90%・80%・70%・60%・50%を選択可。

自己責任部分

積立方式 → 基準収入の10%・5%を選択可。

保険方式 → 青色申告の実績に応じて基準収入の80%・70%・60%・50%を選択可。
 ※過去5年分の青色申告実績があれば上限の80%を選択可能です。